

任意継続組合員資格取得申出書

決裁 局長	審 査 課長	査 査 係長	係		任意継続組合員証 記号番号	7000 -	
課長 専決							
退職時の 組合員証 記号番号	—	退職時の 所属機関名					
氏名		退職時の掛金の 基礎となった 標準報酬月額	第 級			(千円)	
生年月日	昭和 年 月 日 平成	退職日	令和 年 月 日				
住所	フリガナ 〒 -		電話番号	() —			
給付金等の 振込口座 (指定金融機 関における 本人名義の 普通預金口座)	1. 在職中と同じ						
	2. 変 更	指定金融機関		支店名			
		1. 鹿児島銀行			本店		
		2. 九州労働金庫			支店		
3. _____農協(県内)			本所				
4. 南日本銀行			支所				
(※ 薩摩川内市(里町、上甕町 下甕町、鹿島町)に限る)			出張所				
	金融機関コード等	金融機関コード	支店コード				
	口座番号(右詰)						
任意継続掛金 の払込方法 (希望するものに○)	1. 月払い	2. 前納(半年払い)	3. 前納(1年払い)				
<p>地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、上記のとおり任意継続組合員の資格を取得いたしたく申し出ます。</p> <p>令和 年 月 日 鹿児島県市町村職員共済組合理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">申出者氏名</p>							
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職名 所属所長 氏名</p>							

(注) 1. 任意継続組合員となるのは、退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であった者が、その退職の日から20日(正当な理由があると組合が認めたときは、その日)以内にこの申出書を組合に提出した場合に限られます。
2. 任意継続組合員期間は、退職後2年間です。ただし、死亡したとき、掛金の振込がなかったとき、組合員(他の社会保険の被保険者を含む。)となったとき及び本人の申出があったときは、資格を喪失します。